

5・6 輸出入・港湾諸手続の簡素化

5・6・1 貿易関連手続の一層の円滑化

わが国の出入港制度は、平成 17(2005)年 9 月の FAL 条約批准を契機に申請項目が約 600 項目から約 200 項目へと大幅に削減され、また平成 20(2008)年 10 月には府省共通ポータルが稼働して電子申請によるシングルウィンドウ化が実現するなど、制度の簡素化、利便性向上に向けた取組みが進められてきた。しかしその一方で、港による運用方法の違いにより貨物通関情報処理システム(NACCS)等のシステムが十分に活用されず港湾手続きに係る作業の負担が軽減されていないとの問題点も指摘されている。

当協会は、かねてより経団連での活動および財務省や国土交通省など関係省庁との意見交換等を通じ貿易諸手続きの簡易化が図られるよう意見反映に努めており、上記の港湾手続きの運用に関する問題点についても日本船舶代理店協会等にも実態を確認しつつ経団連と連携して対応を行った結果、平成 24(2012)年 3 月の経団連の提言「国際競争力強化に向けた港湾・輸出入諸制度の改革」(【資料 5-6-1-1】)に当協会意見が盛り込まれた。また、NACCS が船社にとって更に使い勝手の良いシステムとなるよう、輸出入・港湾関連情報処理センター(NACCS センター)に対してプログラム変更の要望を提出するなどシステムの機能改善に関しても船社意見の反映に努めた。

なお、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が平成 24(2012)年 3 月 30 日に成立したことにより、当協会が以前より要望していた「免税コンテナの国内運送への使用に係る条件等の緩和」が 4 月 1 日以降施行されることとなり、効率的・経済的なコンテナの運用および事務処理の簡素化が見込まれることとなった。(【資料 5-6-1-2】)

5・6・2 IMO FAL 委員会

FAL 条約は、国際海上交通の円滑化のため国際航海に従事する船舶の入出港時における手続や書類の簡素化等を図ることを目的とした IMO の条約であり、昭和 42(1967)年に発効し日本は平成 17(2005)年 9 月に批准している。IMO FAL(簡易化)委員会では、条約の改正や国際海上交通の更なる簡易化について議論しているが、米国同時多発テロ以降は、セキュリティの確保と入出港手続の簡易化の両立といった問題にも焦点があてられている。

なお、FAL 委員会の審議に対応するため、わが国では、FAL 条約附属書 7.12 勧告規定に基づき、外務省をはじめ関係省庁と民間で構成する「FAL 条約に関する官民連絡会議」が設置されている。

(1) IMO 第 37 回 FAL 委員会

IMO 第 37 回 FAL 委員会(FAL37)が平成 23(2011)年 9 月 5 日から 9 日までの間、ロンドンで開催された。主な議題の審議については以下の通り。

① 他の国際文書との調和を含む FAL 条約の全面的見直し

前回委員会 (FAL36) において FAL 条約の全面的見直しに関するコレスポネンシス・グループ (CG) を設置することが決定され、今次 FAL37 に同 CG のコーディネーターであるフランスから条約改正案を添付した報告書が提出された。しかし、CG の参加者が少なく改正提案された規定数も多かったため、改正提案のあった規定についてはワーキング・グループ (WG) で改めて再検討を行ったうえで本会議に報告することとなった。本会議では、同 WG の報告を受けて条約附属書の全般的な見直しを終えるには更なる検討が必要であるとして CG を再設立して引き続き検討を行うことで合意し、わが国も同議論をフォローするために CG に参加することとした。

なお、船舶の入出港に際して必要な情報を電子的に送受信する際の電子データ交換方式については、UN/EDIFACT に加えて XML を選択肢に追加する方向性が確認された。

② 船舶が所有すべき証明書および文書ならびに FAL 様式

第 33 回 FAL 委員会 (平成 17 (2005) 年) で ICS が、船舶に備え付けることが義務付けられる多くの証書・書類を極力電子データ化することで事業者のみならず検査当局の負担軽減を図ることを提案し、検討が続けられている。今次会合では、電子証明書への許可も含めた証明書への電子的アクセスまたは証明書自体の電子化の可能性の検討について CG が立ち上げられることとなり、IMO メンバー国、国際機関、非政府組織に対して証明書への電子的アクセスまたは証明書自体の電子化の可能性に関する経験、ベストプラクティス、方法論および政策に関して助言する文書を提出するよう要請を行う等の検討を引き続き行うこととした。

5・6・3 ACL 業務 (船積確認事項登録業務) 利用率の促進

当協会は、従前より外国船舶協会をはじめ関係業界団体、および NACCS センターと協力して、積荷目録情報のベースとなる NACCS が提供している船積確認事項登録業務 (ACL 業務) の利用促進のための活動を行っており、平成 23 (2011) 年度においても「ACL 業務手順書」の改定に積極的に協力する等した。(NACCS センターのワーキンググループ「ACL 業務に係る利用率向上作業部会」は平成 23 (2011) 年 8 月の第 7 回会合でこれまでの活動を総括し解散した。)

こうした活動の結果、ACL 利用率は資料「2011 年 4 月港別 EDI 化率」の通りとなった。(昨年同月に比べ、邦船全体で 0.8%、外船全体で 0.2%、邦外船全体で 0.3%、それぞれ利用率が下がったものの、利用船社が 2 社増えた。)

資料:2011年4月港別 EDI 化率

	仙台	東京	横浜	清水	御前崎	名古屋	四日市	大阪	神戸	門司	博多	その他	全国
邦船 全体	0.0%	71.0%	57.9%	92.0%	100.0%	88.1%	99.6%	63.4%	66.7%	30.6%	64.4%	0.0%	71.2%
外船 全体	100.0%	69.5%	58.6%	84.3%	100.0%	90.9%	93.3%	54.5%	64.9%	53.1%	46.8%	26.6%	65.9%
邦外 船全 体	100.0%	69.7%	58.5%	85.8%	100.0%	90.5%	94.9%	56.0%	65.2%	48.6%	50.3%	26.6%	66.7%

注) 邦船 3 社、外船 18 社で集計平均化した数値。(昨年は邦船 3 社、外船 16 社)